**第７回大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会　議事概要**

日時：令和５年９月１４日（木）　午後３時から午後４時まで

場所：オンライン開催

＜会議の成立について＞

　出席委員数　４名（本審議会の委員総数５名の過半数）

　（大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会第５条第３項により、会議が有効に成立）

＜会議の公開＞

　会議の公開に関する指針に規定する「会議の公開の基準」に基づき、公開とする。

■議題１　「地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による「生活困窮者の自立の促進に資する

こと」の認定基準に係る意見聴取」について

＜事務局説明＞

資料１、資料２、参考資料１により事務局説明

　＜質疑・意見＞

（委員）

・事務局の案に対して、ご意見等よろしくお願いします。

（委員）

・全体の基準に関しては、他県の認定基準を網羅されていると思いますので、基準の項目に関しては特に意見ありません。先ほどご説明があった「公序良俗に反する」についてはどのように判断するのですか。

（事務局）

・これについては、府の方で判断したいと思っています。明確な法令違反でないグレーゾーンについて、判断を求められる可能性もあることから、「公序良俗に反する」という規定が必要と考えました。

・府の同種の事務においても類似基準がございます。例えば、障がい者支援施設の認定基準ですが、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としないという運用をされていますので、同様としたいと考えます。

（委員）

・特に議事について意見はありません。ただ、施行令について、生活困窮者の自立促進に資するというのが、自立が就労とほぼイコールみたいな感じで使われているところが、関連として気になるところです。

（委員）

・「公序良俗に反する」について、府で責任を持って判断されるのであれば残しておいても良いと思います。

・あと、先ほど委員からありました点は、ひとり親支援でも大事なところで、就労と自立をイコールにしているところは、大きな問題として一緒にまた考えて行ければと思っています。

（委員）

・ありがとうございました。

・認定基準については了解しました。

・あと、行政の福祉化については、当面、今まで入っていなかったものを付け足していく方式でやっていくと思いますが、大きい流れとして、大阪府として、行政の福祉化を今後どのように進めていくのか問われているように思います。

・事務局から委員のコメントの中で応答ができるものがあれば、お願いしたいと思います。

（事務局）

・本日は、「生活困窮者の自立の促進に資すること」についての認定基準にご意見を頂戴しましたが、次回は対面を中心に、オンラインとの併用も検討しながら、先ほど各委員よりご意見ありました「就労と自立がイコールではない」というような視点も含め、大阪府としてこの行政の福祉化を今後どうして行くのかという課題について、皆様方にご意見・ご助言を賜りまして、この行政の福祉化をさらに進めていきたいと思っています。

・今日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この認定基準をもとに、事業者を募集します。その認定も合わせて行なっていただきます。次回も、お忙しい中、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

（委員）

・議題１の議事は終了しました。

議題２　「その他」について

・続いて、議題２は「その他」になりますので、皆さんの方から何か報告事項等あれば、いかがでしょうか。

・私からは、現在、いわゆる地域共生社会とか、狭く言ったら重層的支援体制整備事業でいわゆる行政の縦割りをもう少しなくして、横のつながりを持っていく流れがある中で、その流れとこの行政の福祉化をどのように考えていくのかということを上位で考えるべきと思っています。今の状況としては、縦割りの弊害というか、勿論、良いところもありますが、課題を少しでも解決するために共生社会なんかのメッセージが出てきていると思いますので、そのあたりとうまくつながっていくようなルートが見えてくればと思っています。

・皆さん、ご報告がなければ、事務局の方に戻します。

（事務局）

委員の皆様、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

今後の予定でございますが、本日皆様にいただきましたご意見を踏まえて認定基準を決定し、事業者等の募集を開始いたします。

申請受付期間は4週間程度を予定しており、次回の審議会においては事業者の認定についてご意見をいただきたく、11月に開催を予定しております。

それでは以上もちまして大阪府障害者等の職場環境整備と支援組織認定等審議会を閉会いたします。

本日はご多忙のところありがとうございました。